



気仙沼市選挙管理委員会告示第5号

令和6年6月3日現在における、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

気仙沼市選挙管理委員会  
委員長 岡本 寛



- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による50分の1の数  
1,013人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による3分の1の数  
16,884人